

(仮称)山形尾花沢風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

ENEOS株式会社

MUL エナジーインベストメント株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	3
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 3 年 2 月 1 日(月)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告 (別紙 1 参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 3 年 2 月 1 日(月)付 山形新聞

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 尾花沢市報 お知らせ版(令和 3 年 2 月 1 日発行)(別紙 2 参照)

③ インターネットによるお知らせ

令和 3 年 2 月 1 日(月)より、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 尾花沢市 ウェブサイト

<http://www.city.obanazawa.yamagata.jp/14329.html>

- ・ ENEOS 株式会社 ウェブサイト

<https://www.eneos.co.jp/announcement/20210201.html>

- ・ M U L エナジーインベストメント株式会社 ウェブサイト

<http://www.mul-ei.co.jp/news/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・山形県尾花沢市環境整備課

山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

② インターネットの利用による縦覧

- ・ENEOS株式会社 ウェブサイト

<https://www.eneos.co.jp/announcement/20210201.html>

- ・MULエナジーインベストメント株式会社 ウェブサイト

<http://www.mul-ei.co.jp/news/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和3年2月1日（月）から令和3年3月3日（水）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前8時30分～午後5時15分
- ・ 電子縦覧：令和3年2月1日（月）から令和3年3月3日（水）

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は1名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を計画していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、法定の説明会開催について尾花沢市と協議した結果、方法書縦覧期間内での開催は困難と判断されたため、法第7条の2第4項及び環境影響評価法施行規則第3条の5の規定に則り、法定の説明会開催を中止することとした。

なお、上記のとおり縦覧期間内に行うべき法定の説明会は開催できなかったが、今後、感染症の流行や対策等に関する社会情勢を踏まえ、本件に係る事業者の自主的な説明会を開催する予定である。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年2月1日（月）から令和3年3月17日（水）まで
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙3）

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② ENEOS株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計5名の方から、5通の意見書が提出された。

第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は 43 件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 1）（1/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>(1) 貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書という）を縦覧している（仮称）山形尾花沢風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地という）に風力発電施設（以下、風車という）を建設した場合、環境省のレッドリストで絶滅危惧 IB 類および山形県の絶滅のおそれのある野生動植物に指定されているクマタカが計画地とその周辺に生息しているため、バードストライクまたは生息地放棄が発生する危険性が高い。</p> <p>方法書では、希少猛禽類の生息状況調査はクマタカを対象にして定点観察法で行うとし、1～12 月（1 営巣期目の調査結果をもとに、必要に応じて 2 営巣期目の調査も行う）に調査を行うとしている。しかし、方法書では具体的な調査スケジュールが明確になっていないので、記載することを求める。なお、クマタカは毎年繁殖を開始、または成功するわけではないことから、生息が認められた場合は繁殖や営巣の有無にかかわらず最低でも 2 営巣期、必要に応じて 3 営巣期に渡って繁殖状況調査をする必要があるため、そのように調査計画を組むべきである。</p>	<p>希少猛禽類調査の日数については、各月 3 日間連続で実施する予定です。なお、具体的な調査日程は準備書において記載いたします。</p> <p>また、調査期間は、1 営巣期目の調査で猛禽類の行動圏解析等に必要なデータが十分に得られなかった場合等には、専門家等のご意見を踏まえて 2 営巣期目の調査を実施いたします。</p>
2	<p>(1) 6-34 (274 ページ) の希少猛禽類の定点観察法について、「調査期間を 1 営巣期とし、調査結果を踏まえ必要に応じて 2 営巣期の調査を追加する」と記載している。しかし、希少猛禽類は毎年繁殖が成功するわけではないため、クマタカが生息している計画地においては、最初から 2 営巣期の調査を設定しておく必要がある。また、調査については、毎月 3 日間ずつは実施すべきであるが、希少猛禽類の調査について、方法書に具体的な調査スケジュール等を記載していただきたい。ただし、調査においては繁殖そのものを阻害することのないよう、繁殖・営巣活動に負荷をかけるような調査や観察を行わないよう十分な配慮を求める。</p>	<p>調査期間は、1 営巣期目の調査で猛禽類の行動圏解析等に必要なデータが十分に得られなかった場合等には、専門家等のご意見を踏まえて 2 営巣期目の調査を実施いたします。</p> <p>希少猛禽類調査の日数については、各月 3 日間連続で実施する予定です。なお、具体的な調査日程は準備書において記載いたします。</p> <p>調査にあたっては、猛禽類の繁殖・営巣活動を阻害しないよう十分に配慮し調査を実施いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（2/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>(3) 6-34 (274 ページ) の渡り鳥の調査については、定点観察調査を「春の渡り期 4 回 (3 月～5 月)、秋の渡り期 4 回 (9 月～11 月) 実施」としている。しかし、各回の調査日数については記載されていないため、調査の詳細について明確に記載していただきたい。</p> <p>また、夜行性のカモ科鳥類は夜間に移動と採餌行動をすることが多く、日中の観察調査ではその行動を十分に把握できないことが懸念される。日中の定点観察調査と並行してレーダー調査を行うなど、夜間調査も充実させることを求める。また、夜行性の鳥類は日の出前や日没後 2 時間くらいまでの時間帯に活発に行動するので、ボイスレコーダーの台数を適切に配置し、調査期間を長くするなど、調査対象種の行動を理解したうえで調査計画を立てて、調査内容を充実させることを求める。</p>	<p>渡り鳥の調査は各回 2 日間で日中と早朝に分けて調査する予定であり、準備書において記載いたします。</p> <p>夜行性鳥類を含む当地の鳥類相については、夜間の任意観察調査を実施して把握します。</p> <p>レーダー調査については「鳥エコー」としか把握できないこと、レーダーを設置する適地がないこと、夜間に渡りを行う鳥類の渡り行動(飛翔高度)については既往の文献等の知見があることから実施しない方針としました。</p> <p>夜行性鳥類の鳴き声については、夜間の任意観察での記録に併せて適宜ボイスレコーダーを導入することを検討いたします。</p>
4	<p>(4) 秋の渡り期の調査については、7 月下旬に始まる夏鳥の南下時期と 12 月まで続く冬鳥の南下時期が異なるため、調査回数と調査日の設定についてはよく検討すべきである。夏鳥であるサシバやハチクマなどの希少猛禽類の渡りの調査にあたっては、適切な移動時期に必要な十分な回数の調査を行い、計画地周辺を通過する希少猛禽類の飛翔状況を明らかにしていただきたい。また、計画地は冬鳥の移動ルートにもなっている可能性が高いため、バードストライクの発生が予想される小鳥類についても、同様の調査を実施することを求める。</p>	<p>秋の渡り期の調査は、猛禽類及び小鳥を含めた調査対象種の飛翔状況等を適切に把握できるよう、既存文献や専門家等のご意見を踏まえて調査回数、調査日を設定いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（3/3）

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>(5) 計画地の周辺には他の事業者による風力発電事業の計画が複数存在するため、貴社は他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライク、および障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が村山エリア北部から最上エリア南部にかけて広く生じる可能性がある。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっている。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が複数存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきである。さらに、風車の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきである。</p>	<p>本事業の周辺で計画中の風力発電事業との累積的影響については、環境影響評価図書等の公開情報の収集及び他事業者との情報交換等に努め、その影響が起こりうると判断された場合は、適切に予測及び評価を実施いたします。</p> <p>なお、累積的影響の予測及び評価にあたっては、最新の知見等を踏まえて準備書において記載いたします。</p> <p>また、累積的影響の予測結果等を踏まえて、必要に応じて事後調査を検討いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（1/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者(ENEOS 株式会社)及び委託先(建設環境研究所)の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作が入る恐れがある。作が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに同様の理由から本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>頂いたご意見は要約せずに全文を記載のうえ、ご意見に対する当社の見解を以下に記述いたします。また、頂いたご意見はそれぞれに見解を記載いたします。</p>
7	<p>■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見(2020年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザリング)が記載されている(※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※ [コウモリ学 適応と進化] p229 (2020年8月, 船越公威)</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
8	<p>■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードが回転するのか。仮に採用機種が未定ならば、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p>	<p>採用する風力発電機について検討中であるため、今後、採用する風力発電機の仕様を確認し、予測を実施いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（2/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■4.回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。益獣が死ぬと住民に不利益が生じる。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を<u>実施しない理由</u>を述べよ。</p> <p>※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1), 9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個、体合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」（令和 2 年 10 月コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（3/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。<u>環境保全の観点から、本事業でも実施していただきたい。</u></p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
11	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。「科学的根拠のある保全措置」について、本事業者は<u>実施するつもりはないのか。</u></p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
12	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</u></p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（4/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。</p>	<p>環境保全措置及び事後調査の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
14	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べること。 その上で、事業者がコウモリ類の追加的な環境保全措置を実施しない理由を述べよ。</p>	<p>予測結果については、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
15	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（5/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u> <u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
17	<p>■12. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 『「影響の回避」と「影響の低減」について、定義を述べよ』との意見に対し事業者は、『「環境影響評価における生物多様性保全に関する参考事例集」（環境省 平成29年4月）の記載より、「影響の回避」とは、『行為（影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実施しないことによって影響を回避する（発生させない）こと』、「影響の低減」とは、『低減には、「最小化」、「修正」、「軽減/修正」といった環境保全措置が含まれ、最小化とは行為の実施の程度又は規模を制限することによって影響を最小化すること、修正とは影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復することにより影響を修正すること、軽減/消失とは、行為の実施期間中に環境の保護又は維持管理を行うことにより、影響を軽減又は消失させること』と理解しています。』と述べている（P341）。 事業者が「引用した定義」によれば「ライトアップ（行為）を実施しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、事業者の見解を述べよ。</p>	<p>「ライトアップを実行しない」ことはコウモリ類の餌となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことで、餌を追って飛来するコウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させる目的の対策であり、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすることはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと考えます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（6/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
18	<p>■13.回避措置(ライトアップアップの不使用)の「チェリーピッキング」は「不適切」ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は「ライトアップアップをしないことは(中略)コウモリ類が風力発電機近くを飛翔する頻度を低下させることを目的としております。風力発電機近くにおける飛翔を完全になくすことは難しいと考えており「回避」ではなく「低減」に該当するものと理解しております」と回答した。</p> <p>だが、仮に事業者の主張するように『ライトアップを実施しないことが低減措置に該当する』ならば、同じく低減措置に該当する『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』を検討しないのは不公平であろう。</p> <p>事業者だけに都合の良い『保全措置(低減措置)のチェリーピッキング(つまみぐい)』は、『適切とは言えない』。</p> <p>なぜなら仮に保全措置のチェリーピッキングが許されるならば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など行う必要がなくなるからだ。</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
19	<p>■14.回避措置(ライトアップアップの不使用)について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。</p> <p>これについて事業者は『「ライトアップアップをしないこと」はバットストライクの影響の発生要因をなくすことではなくその程度を可能な限り小さくするための対策であることから「低減」措置として検討するもするものと考えている』と主張している。</p> <p>しかし、「ライトアップを実施しないこと」が「可能な限り低減するための対策」と主張するならば、同じく「バットストライクを可能な限り低減するための対策」である『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』という保全措置を実施しないのは矛盾している。</p>	<p>準備書段階において、現地調査の結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を頂きながら適切な環境保全措置の内容を検討いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（7/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>■15.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110～111 には「カットイン風速をあげること、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明しているが、事業者らは本事業において、なぜ行わないのだろうか。</p> <p>(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p>	<p>環境保全措置の内容については、準備書段階において、現地調査の結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を頂きながら適切に検討いたします。</p>
21	<p>■16. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>ヨーロッパのコウモリ研究機関 EUROBATS が、2015 年に出版した「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版」（“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6）によれば、「ライトアップの不使用」は「回避措置」と記載してある。「ライトアップの実施しないこと」はヨーロッパのガイドラインでは「回避措置」に位置づけられている。「ライトアップの不使用が低減措置だ」と主張するのは日本の事業者（の委託先）だけである。実に恥ずかしい。必ず低減措置『カットイン風速を上げることとフェザリングすること』を実施すること。</p>	<p>環境保全措置の内容については、準備書段階において、現地調査の結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を頂きながら適切に検討いたします。</p>
22	<p>■17. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>風力発電機の配置計画の検討にあたっては、今後の関係機関等との協議や現地調査の結果等を踏まえて、より環境に配慮した計画となるよう努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（8/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 保全措置は「コウモリを殺してから」実施しても手遅れである。</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
24	<p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p>	<p>環境保全措置の内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
25	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により当該地域における生息状況、利用状況を把握し、事業の実施に伴う影響について予測・評価いたします。 予測の結果、重大な環境影響が生じると判断された場合には、最新の知見や専門家等のご意見を踏まえ、必要な環境保全措置を検討いたします。</p>
26	<p>■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>コウモリ類については、今後の現地調査により当該地域における生息状況、利用状況を把握し、事業の実施に伴う影響について予測・評価いたします。 予測の結果、重大な環境影響が生じると判断された場合には、最新の知見や専門家等のご意見を踏まえ、必要な環境保全措置を検討いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（9/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
27	<p>■22. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。 よって、バットストライクの予測を「<u>定量的</u>」に行うこと。</p>	<p>詳細な予測手法については、専門家等のご意見を踏まえ検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
28	<p>■23. 自動録音バットディテクターを使用した調査について ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く年間）のモニタリングが必要である。</p>	<p>事後調査の要否及びその内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
29	<p>・地上からの調査については、すべての風力発電機設置位置において、各季少なくとも1晩は日没前から日の出まで自動録音調査をするべきである。</p>	<p>地上からの調査については、冬季を除く3季において録音可能な機種を使用して調査を実施します。</p>
30	<p>・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p>	<p>風況観測塔での自動録音バットディテクターによる調査は日没前から日の出後まで録音いたします。</p>
31	<p>■24. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行わない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令に示されている選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家のご意見を踏まえて選定しております。これらについては、今後、ご意見等を踏まえ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。 以上のとおり、方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の確定することになりますが、その際、必要であると認められた場合には、環境影響評価法第11条第2項に従い、技術的な助言をを求める予定です。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（10/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
32	<p>■25. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の要否及びその内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
33	<p>■26. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1 基あたり連続 3 日間の調査を月 2 回以上（もしくは週 1 回の調査を月 4 回以上）実施すること。</u> <u>②死骸探索調査は日の出前より開始すること。</u> <u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録すること。</u> *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の要否及びその内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>
34	<p>■27. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EURO BATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査の要否及びその内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（11/11）

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>■28. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査の要否及びその内容については、現地調査結果に基づき予測及び評価を行い、専門家等のご意見を踏まえ検討し準備書以降の図書に記載いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（1/2）

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>当事業に対して質問させていただきます。</p> <p>1, 初回訪問担当者から半年余りで変わったことは、何故か？ 余りにも早い交代に疑問と信用に欠けるのではないかと。</p>	<p>ご指摘の「初回訪問担当者」とは、恐らく東電用地株式会社様のご担当者を指しておられるかと存じます。東電用地株式会社様は、事業用地関連業務を専門とする会社であり、今回の風力発電事業計画において、事業用地関連の業務の委託先となっております。同社は土地に関する法令や実務に長けており、また東北地方に拠点を有しています。新型コロナウイルス感染対策として、現地と首都圏との往來を極力控える必要がある中、各地権者様への訪問を伴う業務については、同社を起用することが望ましいと判断し、業務委託を行いました。</p> <p>なお、今回の風力事業計画におきましては、事業者内での担当者ならびに業務委託期間中における東電用地株式会社様内でのご担当者のいずれも、特に変更はございません。</p>
37	<p>2, 初回からの訪問でいきなりの実印、印鑑証明の要望は、納得できない。</p>	<p>今回の風力事業計画は、国が再生可能エネルギーに対して設けている「固定価格買取制度」の適用を前提としており、その制度の認定申請に際し、発電設備設置予定場所の土地の地権者様から、その土地の使用について賃貸の用意がある旨のご同意を証する実印押印済の書類をいただき、印鑑証明書を添付して提出することが定められております。</p> <p>この点についての説明が不十分でありましたようで大変申し訳ございません。</p>
38	<p>3, 最初の担当〇〇様の名刺に東電の名前が有りましたが、この評価方法書、には無くなっているのは、なぜですか。</p>	<p>ご指摘の「最初の担当 〇〇様」とは、恐らく東電用地株式会社様のご担当者を指しておられるかと存じます。</p> <p>1, のご指摘への上記事業者見解で記した通り、東電用地株式会社様は事業用地関連の業務を委託した企業であり、本事業の事業者（ENEOS株式会社、MULエナジーインベストメント株式会社）ではございません。</p> <p>なお、環境影響評価図書においては、事業者ならびに環境影響評価手続きを委託した企業を記載しております。</p>
39	<p>4, 東電、原発廃炉の産廃処理に関係あるような気がしますか？</p>	<p>2, のご指摘への上記事業者見解にも記載のとおり、本事業は国が再生可能エネルギーに対して設けている「固定価格買取制度」の適用を前提とした風力発電事業であり、原子力発電所との関係はございません。</p> <p>また、1, のご指摘への上記事業者見解にも記載のとおり、東電用地株式会社様は事業用地関連業務を専門とする会社であり、今回の風力発電事業計画において、事業用地関連の業務の委託先となっております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（2/2）

No.	意見の概要	事業者の見解
40	5, 地権者に説明も疎かに、個人に済し崩しでいいものでしょうか？	<p>事業者と致しましては、各地権者様に事業者の立場として事業計画の説明を行うため、必要に応じて個別に訪問することを企図しておりましたが、折から首都圏を中心に新型コロナウイルス感染者数が急増していた時期でもあり、現地での活動は東北地方に拠点を持つ東電用地株式会社様に一任せざるを得ない状況でした。結果として説明不足とのお指摘をいただくこととなり、ご心配をおかけしておりますこと、改めて陳謝致します。</p> <p>なお、住民説明会についてですが、環境影響評価方法書の縦覧期間(2月1日～3月3日)に合わせて実施する予定であったところ、国が首都圏を対象に発令していた緊急事態宣言が3月7日まで延長されたため、尾花沢市様、各自治会様とも相談の上、延期とさせていただき、補足的な手段として関係地区全戸に対して、方法書のあらましおよび意見書の様式を配布させて頂きました。</p> <p>この解除後に改めて住民説明会の調整を開始したところ、3月22日より山形県による緊急事態宣言が発令されたため、再びの延期を余儀なくされており、本回答の作成時点(4月中旬)において、未だ住民説明会の開催時期は検討中の状況にあります。</p>
41	6, テレビ当で地球温暖化、再生可能エネルギーの必要性は、分かりますがもう少し、かみ砕いた説明を、していただけたらと思います。	<p>近年、二酸化炭素等の温室効果ガス排出による地球温暖化問題への対応が重要視されており、その有力な対策として、風力発電を含む再生可能エネルギーの導入が挙げられます。風力発電は温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないクリーンな発電であり、また海外からの燃料の輸入を必要とせずエネルギー安全保障にも叶うため、国は2, のご指摘への事業者見解に記した「固定価格買取制度」を設け、風力発電の導入拡大に取り組んでいます。また山形県も「山形県エネルギー戦略」を制定し、風力発電を含めた再生可能エネルギーの大幅な導入拡大を目標として掲げています。事業者としては、これら国の政策、山形県の取り組みに則する形で、風力発電による地球温暖化対策に貢献するとともに、地元自治体の活性化にも寄与していきたいと考えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）

No.	意見の概要	事業者の見解
42	<p>「方法書」を撮影禁止は何故でしょうか？約 370 ページの方法書、113 ページの要約書、文書だけでなく表・地図もあるので、手書きで写しのは大変。</p> <p>今回は、「10 ページのあらまし」が準備しているので、配慮書の段階よりはマシかもしれないが・・・。</p>	<p>縦覧図書を撮影することは、著作権の関係上、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的からご遠慮いただいておりますのでご理解いただければと思います。住民の方が事業計画と本事業に係る環境影響評価についてより理解を深めて頂けるように今回、あらましをご用意いたしました。引き続き、住民のみなさまには、住民説明会などを通して、事業計画及び環境影響評価について丁寧に説明させていただきます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）

No.	意見の概要	事業者の見解
43	<p>2050年に0カーボンを達成する目標を国では掲げた。本市においても、その目標に沿ってカーボンニュートラルを達成するため、あらゆる努力をしなければならない。その意味において市内に再生可能エネルギー発電事業が進展されることは歓迎されるべきことである。また少なからず、その事業を通して地元住民が恩恵を享受されるようになることは必須ではなかろうか。（経済効果）</p> <p>水質はじめ騒音、動植物の生態系へ及ぼす影響等そして景観の保全等を綿密に調査の上、極力悪影響の無いかたちで是非推進することを願っているところである。</p>	<p>本事業を通して地元住民が恩恵を得られるよう、地域の方と協議させていただく方針です。</p> <p>また、水質をはじめ騒音、動植物の生態系への影響、景観の保全等を綿密に調査し、極力悪影響が生じない事業計画の策定に努めます。</p>

○日刊新聞紙における公告

山形新聞（令和3年2月1日（月））

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)山形尾花沢風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称 ENEOS株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 大田 勝幸
 事業者の所在地 東京都千代田区大手町二丁目1番2号

二、事業者の名称 MULエナジーインベストメント株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 打田 欣生
 事業者の所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目105番地
 神保町三井ビルディング

三、対象事業の名称 (仮称)山形尾花沢風力発電事業
 種類 風力発電所設置事業
 規模 発電設備出力
 最大一万七千二百キロワット

四、対象事業実施区域 山形県尾花沢市の山稜上

五、縦覧の場所 山形県尾花沢市環境整備課（開庁時のみ）
 電子縦覧 (ENEOS株式会社)
<https://www.eneos.co.jp/announcement/20210201.html>
 電子縦覧 (MULエナジーインベストメント株式会社)
<http://www.mul-ei.co.jp/news/>

期間 令和三年二月一日(月)から
 令和三年三月三日(水)まで

六、意見書の提出
 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函下さるか、令和三年三月十七日(水)までに「八、問い合わせ先」へ郵送ください(当日消印有効)

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
 説明会の開催可否および開催概要については、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら検討中です。

八、問い合わせ先
 ENEOS株式会社 再生可能エネルギー事業部
 太陽光・陸上風力グループ
 〒100-8162
 東京都千代田区大手町二丁目1番2号
 (担当:高根、電話:03-6451-6300)

○地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

尾花沢市報 お知らせ版(令和 3 年 2 月 1 日発行)

市からのお知らせ

尾花沢市スポーツ優秀表彰候補者の推薦について

市及び市スポーツ協会では、県大会以上の大会に出場し、好成績をあげられた選手を表彰しております。

左記の表彰基準に該当する場合は、ご推薦ください。推薦方法など詳細はお問い合わせください。

■表彰基準／

- ・尾花沢市：東北大会優勝及び全国大会3位以上
- ・尾花沢市スポーツ協会：県大会優勝及び東北大会3位以上、並びに全国大会入賞

◎社会教育課 生涯学習サポート係【内線17】

山形交響楽団定期演奏会 無料鑑賞券の申込者募集

日時／3月13日(土) 午後7時～

場所／山形テルサホール

申込方法／ハガキに①郵便番号、住所②氏名③電話番号を明記し、生涯学習サポート係へ郵送。

※市内在住の方が対象(1人)

「仮称」山形尾花沢風力発電事業 環境影響評価方法書「縦覧のお知らせ」

寺町地区のモトクロス場周辺及び鶴子地区の大谷地沼周辺に計画されている、風力発電所に関する環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会を行います。環境保全の見地から意見書を提出することができず。

■縦覧場所／
○市役所2階 環境整備課
○電子縦覧
・ENEOS 様
https://www.eneos.co.jp/announcement/20210201.html
・MUL エナジーインベストメント 様
http://www.mul-el.co.jp/news/

■縦覧期間／

1枚まで。当選者については、鑑賞券の発送をもってお知らせします。

■申込締切／2月15日(日)必着

◎社会教育課 生涯学習サポート係【内線17】

障がい者福祉プラン・介護保険事業計画の意見募集

本市では、障がい者の自立と社会参加及び障がい児の健全やかな成長を実現するために「尾花沢市障がい者福祉プラン」並びに、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向けて「第8期介護保険事業計画」を策定しています。より多くの方からご意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施します。

「尾花沢市障がい者福祉プラン(案)」、「第8期介護保険事業計画(案)」は、市公式HPと福祉課で公表中です。

■募集期間／
2月1日(月)～2月14日(日)

■提出先／福祉課

■郵送
〒991-492
尾花沢市若葉町1-2-13

■メール
tkst@city.obanzawa.niigata.jp
又件名「尾花沢市障がい者福祉プラン(案)パブリックコメント」または「件名「第8期介護保険事業計画(案)パブリックコメント)」(コメント)

FAX 24-03222

※住所、氏名、電話番号を明記の上ご提出ください。
(任意様式で結構です)

◎福祉課【内線17】


2月1日(月)～3月3日(水) ※いずれも閉庁時のみ

■意見書の提出方法／環境整備課に設置された意見書箱に投函するか、左記の郵送先に郵送してください。

■意見書の受付期間／2月1日(月)～3月17日(水) (郵送の場合は、当日消印有効)

■意見書の郵送・この事業に関する問い合わせ先／
ENEOS 様 再生可能エネルギー事業部 太陽光・陸上風力グループ (風力担当)
〒100-8162 東京都千代田区大手町二丁目1番2号
☎03(6555)9387

登録はこちらから↓



ID: obanzawacity

◎総合政策課 広報係【内線24】

尾花沢市LINE公式アカウント登録お願いします!

災害時の情報、市の大きなイベントなど重要なお知らせを配信していますので、ぜひご登録ください。

令和3年3月定例会にかかわる議案の受理締切日が次のように変更になります。

【変更前】2月22日(日) 午後5時まで

【変更後】2月16日(火) 午後5時まで

◎議会議務局【内線31、512】

2月は国保・介護・後期8期の納期限です。
(納期限3月1日)

令和3年3月定例会にかかわる議案の受理締切日が次のように変更になります。

【変更前】2月22日(日) 午後5時まで

【変更後】2月16日(火) 午後5時まで

◎議会議務局【内線31、512】

③-お知らせ版【市報・おばなざわ 2021.2.1】

23

○ご意見記入用紙

「(仮称)山形尾花沢風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧用紙(意見書用紙)

「(仮称)山形尾花沢風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、令和3年3月17日(水)までに、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、または郵送(当日消印有効)により下記の問い合わせ先へお寄せください。

お問い合わせ先(意見書の郵送先)

ENEOS株式会社

再生可能エネルギー事業部 太陽光・陸上風力グループ

所在地：〒100-8162 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

(担当：高根、電話：03-6551-9387)

ご氏名 〔法人その他の団体にあつては、
法人名・団体名・代表者の氏名〕 _____

ご住所 〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地〕 _____

【ご意見記入欄】(日本語により、意見の理由を含めて記載して下さい。)

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使い下さい。